

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 北海道財務局長

【提出日】 平成19年8月31日

【事業年度】 第43期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社ナガワ

【英訳名】 NAGAWA Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高橋 修

【本店の所在の場所】 北海道伊達市長和町467番地2

【電話番号】 0142（23）0733（代表）

【事務連絡者氏名】 営業本部北海道分室課長 上西 清治
（注） 同所は登記上の本店所在地で実際の業務は下記で行っております。

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目41番地

【電話番号】 048（648）6111（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 菅井 賢志

【縦覧に供する場所】 株式会社ナガワ
（埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目41番地）
株式会社ジャスダック証券取引所
（東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出いたしました第43期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正（記載不備における追加）を要する箇所がありましたので、証券取引法第24条の2第1項の規定に基づき、本訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1)～(7) <省略>

（訂正後）

(1)～(7) <省略>

(8) 自己株式取得の決定機関

当社は、資本効率向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項に基づき、取締役会決議による自己株の取得を可能とする旨を定款で定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決議を行う旨を定款で定めております。

(10) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めております。